

初診時選定療養費の請求について

－ 紹介状をご持参でない初めての診察について －

厚生労働省は、医療法や医療保険関連法の改正などを通じ、医療機関の機能分担を推進しています。

医療機関は、診療所などの「かかりつけ医」、急性期病院、慢性期病院などに分類され、それぞれの役割に応じた医療を提供する仕組みになっています。病院の特徴を生かした役割分担によって良質な医療を適切に提供できるわけです。当院は、国が推し進める病院間の連携促進に協力するため、平成27年9月1日より、診療情報提供書（紹介状）をお持ちでない初診の患者様から選定療養費（※1）として5,000円（消費税別）をいただくことにいたしました。ご理解とご協力のほど、お願いいたします。

詳しくは、当院医事課まで問い合わせください。

開始時期 平成27年9月1日より

選定療養費 5,000円（消費税別）

注

★診療情報提供書をお持ちでない次の患者さんは初診とさせていただきます。

1. 当院に初めて受診をされる場合
2. 前回受診から1年6ヶ月経過している場合
3. 既に診療が終了していて、今回新たに受診されている場合

★ただし、次の患者さんには初診時選定療養費の負担はございません。

1. 他の医療機関からの診療情報提供書を持参された場合
2. 救急車により搬送された場合
3. 生活保護や特定の疾患等により各種公費負担の対象になっている場合

（※1） 選定療養費とは初診の際、他医療機関から診療情報提供書なしに病院（200床以上）を受診した場合の療養費です。初診の外来受診では、初診料や診療費と別に選定療養費が請求されます。

平成27年8月1日
榊原記念病院
院長 友池仁暢